

烙印と福祉史

——眞さの思想史へのノート——

小 倉 襄 二

一

高橋たか子氏に『記憶の眞さ』（人文書院・一九七七年）のエッセイ集がある。福祉にかかわることをあれこれと考えてきてこの著作の一文にひつかかりをもった。恒に回帰して私には想いの膠着をもたらす文章でもあった。「——いいことでもわるいことでも、人間のいちばん核心のところは、他人の眼にも届かないものであるらしい。いいことだから隠す、わるいことだから隠す、ということではかならずしもなくて、人間の本当という部分は、うっかり他人が見ればその眼がちりちりに爛れてしまうような、そんな性質のものなのだ、と私は思っている。」このように高橋たか子氏は述べる。私の福祉にむすびつけてのこだわりはこのレヴェルの視座についての福祉論における欠落である。たとえば福祉の実践とか技法に関連しての人間了解についての高橋たか子氏の深い洞察からの指摘にどのような回答が可能か、私は共感も反論もほとんど不可能ではないかと考えている。専門性とか、専門職、資格のことが福祉領域で問題になるが、ちりちりに爛れてしまう——他人が、うっかり見れば——その眼が、こうした文脈とは無縁なところに

福祉の専門過程の了解が成立しているらしい。そのくせ人間の名において、人權の故にという前提での主張は福祉分野の共通項になっている。私の小論もその副題に『記憶の眞さ』から、眞さという表題を借用している。やや衝撃にも似た人間不信、了解の途絶ともなる指摘であるがこのエッセー集で森有正氏の人間的、《ユマン》ということの意味から倫理性の回復と痛切な人間的なるものへの総体としての関心が高橋たか子氏の主題として展示されてくる。以前に私はボランティア論にかかわって修羅を視ることが基本だといったことがある。能には修羅物という、修羅の巷ともいう。ふたたびさきの一文のコトバを借りていえば、ちりちりと眼も爛れる怨念や業苦の世界の謂である。福祉論のイメージにはほどほどで、楽観主義で人間の処遇についての専門化に依拠した独りよがりが存在する。ちりちりと爛れる想いや修羅を視ること、そのような姿勢から福祉の論理や実践への回帰が必要ではないのか、たとえば老いは修羅の主題である。エイジズムはその集約である。老人の心理、適応といったものではないだろう。老人をうまく扱ったつもり、なぐさめたつもりでことがらは動いていく。そんな態のものではないがどうにも仕方がないのでこのていどのかかわりでおさめておく外ないというのであればそれは解る。皮相の独善による老人理解は始末が悪くエイジズムを加速する。障害をもつ人々、とくに精神障害、娼婦たち、刑余者、かつての出獄人への対応などの系列においても同様の浅薄な人間了解の横行したことは例示にいとまがない。

私はノートのかたちで、この「眞さ」を手掛りとする接近を仮りに「烙印」という表現でとくに福祉史の分野で扱うことにした。とくに目新しいことではない。歴史はすべて現代史であるとするクローチエの提言の意味もふくめて福祉の思想史―時間と空間、時代状況のなかでの人間への了解、思考のかたちをこの烙印の系譜を辿る史的過程で見たときにどのような現代の福祉についての意識が立ちあらわれてくるのか、このあたりが、高橋たか子氏の一文にこだわる私の接近を支えるバネである。

それにしても烙印とは禍々しいコトである。暗く冥い連想がある。烙印＝焼印(やきいん)・銅鉄製の印で、焼いて物を押し、また刑罰として罪人の額などに当ててしるしをつけたものをおされる＝消すことのできなない印をつけられる「不良のー」(広辞苑)、英語、仏語、独語においては Stigma である。[sigma] は (1)汚名 (infamy) 汚辱 (disgrace)、恥辱 (the stigma of illegitimacy) (2)《古》烙印(やきいん)＝(brand)ー奴隸又は罪人に捺したものの、(3)《植》柱頭、(4)《解・動》斑点 (spot)、氣孔・門 (pore) (5)小斑痕、母斑小斑(通例 Pl-mata)。一定時に又は精神的の刺戟を受けて出血する紅斑、出血点 (6)《宗》聖痕(キリストの傷痕に相当し st. Francis of Assisi や他の聖者の身体に現れたもの。Stigmatism (1)《宗》聖痕発現、Stigmatist 聖痕ある人 (Stigma + ism + ist) Stigmatize (1)汚名を被せらるゝと、汚名を被せられると、非難、弾劾、(2)烙印を捺す、(3)《宗》聖痕を生ぜしめる (NEW ENGLISH-JAPANESE DICTIONARY) 以上がおよその概念内容である。

烙印論について原理の部分に関しては『ステイグマの社会学』・烙印を捺されたアイデンティティ・アーヴィング・ゴッフマン著・石黒毅訳(せりか書房・一九八〇年)が参考になった。〈Erving Goffman, Stigma: Notes on the Management of spoiled Identity, Prentice Hall Inc., 1963〉 A・ゴッフマンは一九四五年にトロント大学を卒業、シカゴ大学、さらにエジンバラ大学の社会人類学科スタッフ、ワシントンD・Cの聖エリザベス病院でのファイルド・ワーク、カリフォルニア大学(バークリー)の社会学科教授、一九六八年にペンシルヴァニア大学人類学・社会学科に転職となっている。A・ゴッフマンは石黒毅氏によると日常的素材への研究志向、集団、集合体、制度、包括社会など巨視的レベル、モノグラフィによる非統計的・定性的記述を特徴としている。私たちの福祉研究にとってもこれらの研究特徴はきわめて有効である。ステイグマ研究についてはこの著作の公刊に先行してすでに十年ばかりの間に、社会心理学の文献にステイグマ社会によって完全に受け容れられる資格を与えられない者の情態ーに関して大量の

仕事に加えられていると指摘していて研究実績の厚みがあることを知らされる。

A・ゴツフマンによれば、まず、ステイグマという言葉を用いたのは、明らかに視覚の鋭かったギリシヤ人が最初であつて、それは肉体上の徴(しるし)をいい表わす言葉であつた。そして、そのへしるしは、つけている者の徳性上の状態にどこか異常なところ、悪いところのあることを人びとに告知するために考案されたものであつたという。その徴(しるし)は、肉体に刻みつけられるか、焼きつけられて、そのしるしをつけた者は、奴隸、犯罪者、謀反人、すなわち、穢れた者、忌むべき者、避けらるべき者(とくに公けの場所で)であることを告知した。さきの stigma の語義にもあるように、のちにキリスト教の段階に入つて、二つの隠喩(metaphor)の層がこのステイグマに付加された。第一の層は、皮膚に口をぱっくりと開けた形をとつて肉体に現われた聖寵の徴(Stigmatisation)を意味した。第二の層は、この宗教的メタファへの医学分野への言及で、身体上の異常の肉体的徴候(spot)を意味し、この用法は、はじめのギリシヤ語の字義上の意味に似た使い方でも広く用いられてきた。A・ゴツフマンは、副題にあるように、このステイグマとアイデンティティのかかわりを精緻に説明しようとする。福祉の基本概念としてもこのアイデンティティは一つのキイ・ワードともいふべきものである。社会的場面(social setting)が、そこで通常に出合う人びとのカテゴリを決定する。そこで、人々のカテゴリとか属性||すなわち彼の社会的アイデンティティを想定する、このコトバの方が社会的地位(social status)よりも適切と考へている。アイデンティティという言葉には職業という社会構造上の属性はもちろん正直というような人柄を表わす属性も同時に含まれているからだといふ。そこで、ステイグマについて、A・ゴツフマンは、未知の人がわれわれの面前にいる間に、彼に適合的と思われカテゴリー所屬の他の人びとと異なつて示す属性、それも好ましくない種類の属性―極端な場合はまったくの悪人であるとか、危険な人物であるとか、無能であるといふ―をもつて立証されることもあり得る。このような場合、

彼はわれわれの心のなかで健全で正常な人から汚れた人に貶められる。この種の属性がステイグマなのである。福祉のテーマにひきつけてみると障害児者を考えるときに健常(児)者というコトバを使う。A・ゴフマンの概念と対比させると、当面の特定の期待から負の方向に逸脱していない者を常人(the normals)とよぶと設定している。さらに三つのステイグマのタイプ、(1)肉体のもつさまざまなのみにくさ、障害、(2)個人の性格上の欠点、(3)集団的ステイグマ(人種・民族・宗教)をあげている。

常人がステイグマのある人に対してとる態度、それは、反応として博愛的な社会的措置が和らげ、改めようとしているものにほかならない。福祉史はその歴史過程ともいえるであろう。ステイグマのある人を、定義上で当然完全な意味での人間ではない、とわれわれは思い込んでいる。この非反省的仮定(assumption)に基いてわれわれはいろいろの差別をし、まま深い考えもなしにということもあるが、事実上、ステイグマを負った人々のライフ・チャンスを狭ばめている。A・ゴフマンの次の指摘は重要である。つまり、われわれはステイグマの理論、すなわち彼の劣性、ならびに彼の象徴している危険を説明するイデオロギーを考察し、さらに他の差異、たとえば社会階層に根ざす敵意を正当化しようとするのであると述べている。その例示として、私たちの日常の会話のなかで、隠喩とか連想の泉として、クリプル、バスタード、モロンなど特定のステイグマを表わす言葉を、一般にその本来の意味を考えもしないで用いていることもあわせて論じている。このレヴェルからただちに私のいう烙印と福祉史の主題に展開することは困難である。ここにいるステイグマの社会学はあまりにも錯雑しているからである。しかしながら福祉史が時代のそれぞれの状況のなかでステイグマに深くかわり、その対応のなかに法・制度、ケアの一れんのシステムを形成してきたことも重大な歴史的事実である。これは一つの「視角」ともいうべきもので、この視角でとらえた福祉史の情景が従来の確認とは異った認識をみちびき、展開しうるのではないかという設定である。とくに福祉の思想史につ

いて探求するうえで、この烙印とその史的過程を考察することは現実の福祉システムに対してもさき述べてきた真さの意味論とも相関してきわめて切実なテーマではなからうか。

二

歴史性からみると烙印のイメージはまず西欧的なものに密着して考えられてくる。差別論―被差別部落、障害問題にしてもわが国の歴史性からいうとただちに烙印―ステイグマの論証とはなりにくい。しかしながらさきのA・ゴッフマンの要約からも偏見論や差別論とはちがった視角においてとくに比較史をともしなう福祉史にとってはステイグマ論の設定が積極的な意味をもつことから出発する外ない。

モーリス・ブルースの『福祉国家への歩み―イギリスの辿った途』（秋田成就訳・法政大学出版社・一九八四年）は英国の福祉国家形成史を刻明に辿った大著であるが、たとえば一九〇五年から九年にかけての救貧法委員会についての分析がある。この委員会は一九〇五年の議会の閉会にあたって当時の首相、アーサー・バルフォアによって任命された委員会で保守党の關係であったジョージ・ハミルトンを委員長、著名なチャールズ・ブリス、ウイリアム・スマート、オクタビア・ヒル、シドニー・ウエツブラを構成員としていた。この委員会は徹底的に貧民救済の全問題について調査を行い、救貧法の運用と今後の対策について政府に提言する役割を担当した。M・ブルースは一八三四年の救貧法改正（New Poor Law）を中心にヴィクトリア時代からその運用、一八六〇年代以降の社会改革の諸相、それづくエドワード時代の諸相、自由党の改革として周知の老齢年金、失業対策、さらに一九一一年の国民保険法の制定経過に大きい重点をおいて叙述している。一六世紀から二〇世紀、福祉国家英国にむかうベヴァリッジ改革の戦後状況に

至る大河史ともいふべきものである。とくにこの救貧法委員会はその「多数派報告」「少数派報告」によって英国のみならず諸國の二十世紀の福祉—社会保障プログラムに重要な数々の政策と論理の提起を行ったことでも知られている。M・ブルースの記述のなかで本稿の主題にかかわるものとして検証するならばこの二十世紀の初頭における段階において実は英国救貧法を如何に改革・運営すべきかという点があらゆる多彩な改革提案の基底にあったことが注目される。「多数派報告」は救貧法の拡充整備、人道化を、「少数派報告」は廃止をと対照的であるがいずれにしてもこの救貧法の過去と現在についての対応の仕方が救貧法委員会の報告に集中表現された当時の英国の社会問題史の中核をなす課題であった。その直接の改革の目標はさきの一八三四年の救貧法改正である。組織・財政で破綻におちいった一六〇一年のエリザベス救貧法 (Old Poor Law) は一八三四年に徹底的に改正された。M・ブルースの要約によれば、一八三四年の原則とは、貧困 (Poverty) と被救済貧民 (Pauperism) との間に、理論上明確な一線を画したことであった。それまで、多くの場合、賃金の補助としての手当制度 (賃金補償制) スピーナムランド・システムなど) によって援助されてきた貧民は、いまや自力でやっていかなければならなくなった。ほかに自活するすべを知らない極貧者だけが救済を受けることができ、そして彼らはそうすることによって被救済貧民 (pauperism) と烙印づけられた。エリザベス朝の人々は、貧民を単純に “the poor” と呼んでいた。だが一九世紀は、貧困と被救済貧困とを区別し、後者に対しては、ほとんど犯罪同様の扱いをしたと指摘している。この被救済に捺された烙印とは、the stigma of Pauperism、あるいは the stigma of Poor Law と呼称されるものである。一九〇五年の救貧法委員会が改革として対決したものがこの烙印としての被救済という事実であり、さきの老齢年金は抑圧—烙印としてのテストなしに一定の無抛出年金を救貧法への恐怖と嫌悪なしに受給できる途を拓いたのもこのステイグマの重さを除く一歩のあゆみであった。いかに多くの困窮者をワークハウス・テストや劣等処遇の桎梏のもとに救貧の請求をしりこ

みさせたことか、一定の所得水準以下の者は誰であろうと、自分自身が極貧者であること、あるいは、ワークハウスの恐怖を告白する恥辱を受けることなくひとしく年金を受ける資格があるという事実が、これを受給することによって救貧法のステイグマ、差異そのものを解消するあゆみとしてうけとめられた。救貧法委員会の「多数派報告」は救貧法にいかなる修正・整備がなされようと救貧法そのものの存置をうまく要求した。二〇世紀の英国に入つてなお貧民への社会思想のシンボル状況がここにあり、ステイグマにもとづく処遇にこだわりつづけることになった。救貧法には無情と絶望の連想がつきまとうこと、それ故に救貧法を公的扶助 (Public Assistance) と改称 (一九二九年に実現)、申請者を困窮者 (destitute) から受給者 (necessitous) に変更する提案も行っているが、M・ブルースによれば、H・ボサンケエらの多数派委員は貧困の原因は経済や産業にのみあるのではなく、その起りと性格において多分に精神的なものである (Majority Report-para 168) これらの援助を受給する人々の選挙権剝奪について考慮した後、自分自身のことをうまくやうて行けないような者は、法律上、他人のことにとやかかく口をはさむ権利はない (ibid para 145) と主張した。わが国の戦前の救護法 (一九三二年施行) において被救護者が普通選挙法による選挙権を剝奪されていることにも共通の思考がある。

このステイグマと救貧法については、一八三四年救貧法改正にいたる旧救貧法の成立段階においてもステイグマの歴史的事実はよく知られている。マルクスの『資本論』においては、「暴力的に土地を収奪され、放逐され、浮浪人にされた農村民は、奇怪凶暴の法律に鞭打たれ、烙印され、拷問されて、賃金労働の制度に必要な訓練を施されたのであり」と本源的蓄積期の中世崩解期の残酷立法についての記述がある。今日の労働者階級の父祖はまず、彼らの強要された浮浪民化及び窮民化を罰せられたのであるとつづく。この過程は烙印と救貧法、ひいては福祉史に登場する社会問題の担い手の烙印をもっとも鮮明に、血と火の文字をもって描出するものであった。ヘンリー八世の一五二

七年、貧民が再度浮浪罪で逮捕されれば鞭打ち、耳を半分切りとり累犯三回目には当人は重罪犯人・公共の敵として死刑、同じく三〇年、老齢で労働能力のない乞食は鑑札を与えられ、身体強健な浮浪者は治安判事の手により鞭打ちと拘禁、出生地への中には教区警官らにより強制送還されて就労を強要される外なかった。エドワード六世の一五四七年の法規では労働を拒んだ貧民は彼を怠惰者として告発したものの奴隷となる。いとわしい労働を鞭と鎖で強制、逃亡一四日に及ぶと終身の奴隷となり、額か背にS字の烙印、逃亡三回目には反逆者として死刑、浮浪貧民が三日間無為に徘徊すれば出身地に送られて赤熱の鏝で胸にV字の烙印などの記述が『資本論』にある。この残酷立法と称される段階を経てエリザベス救貧法に至り、労役場設置法(Work House Test Act・一七二二年法)などを経てさきの一八三四年改正のマルサス主義―貧民―スクラップ―悪徳、自助への鞭、劣等処遇―被救済貧民のステイグマの公然化へとさまざまな迂余曲折のなかで史の変遷を経る。貧民問題が貧困問題に展開していくこの数世紀の英国の主題にとつてここにスケッチした被救済者の烙印こそ重要な軸心ともいえるべきもので、貧民の社会的アイデンティティ(an actual social identity)をめぐる冥々と葛藤の歴史といえるのではなからうか。

福祉史とステイグマについては『ステイグマと社会福祉』P・スピッカー著・(西尾裕吾訳・誠信書房・一九八七年) Paul Spicker: *Sigma and Social Welfare* 1984 が参考になる。著者紹介によると英国のニューキャッスル・アポーン・タインの出身で一九五四年にユダヤ人家庭に生まれ、オックスフォード大学で政治学・哲学・経済学を学び、ロンドン大学LSEでR・ピンカー教授の指導のもとに研究、福祉権についてのボランティア活動の実践のなかでステイグマと社会福祉についての研究を行っている。ノッチンガムのトレント専門学校の社会保障政策、計画、実習の職責にある若手の研究者である。第一部においては、さきに例示として言及したステイグマと救貧法や福祉サービスに及ぼすステイグマの効果について論述する。第二部では、ステイグマを負う人々として、福祉対策としての身体的、精

神的ステイグマ、貧困、依存、道徳的ステイグマの様相、第三部以下にステイグマを負った人の社会関係として、偏見、社会的地位、政策決定への関連などを扱っている。R・ピンカー教授の序文には著者はステイグマの感情で最も傷つけられ、社会から拒否されている人々やグループの属性について論じている。身体的、精神的、そして道徳的ステイグマと貧困、諸々の形での依存などステイグマの意味を理解するためには対象者を分類することの必要性、さらに本書は身体的、精神的障害、貧困依存と能力の欠如の関係についてのステイグマを生む性質相互の緻密な分析は見事であると評価している。本書にはステイグマについての多くの先学の関連した論証も紹介されていて英国における研究の厚みをも知ることができる。ステイグマの性質の項においてさきのA・ゴツフマンの規定も引用され、ステイグマは、欠点、短所、ハンデイキャップ、人の信頼をひどく失わせる属性、望ましくない他の人々と異なっていることを示す属性などの要約がある。さきの被救済の烙印の現代の指摘としては、N・ギンスバークの保護申請にまつわるステイグマは、申請者を陶冶し、保険の価値や、個人及び家族の自助を推進するために設定されたシステムの基本的な構成要素であるとの引用にも集中表現されている。公的扶助と改称、権利性の建前はあっても、*Stigma of Poor Law* ~ *Stigma of Pauperism* の歴史的記憶とステイグマの社会的（行政）装置は人々に深い意味連関として作用している。医療、障害、老後の保障システムにもこのステイグマ効果は機能していると考えられる。ステイグマが福祉の諸サービスへの抑制の一形態であり、P・スピッカーのいう福祉の目的（その目的が単にサービスのコストを最低に保持しようとするものではないにしても）を達成する最善で最も効果的な方法を意味せず、福祉の需要に反映されるステイグマの影響は、要保護状態にある人々に届けられる諸サービスの効果を減殺することになるからである。

本書の指唆するものはきわめて重要であって烙印と福祉の脈絡は福祉史への接近のキイ・ワード||ステイグマという図式を提示しているといえよう。ステイグマをめぐる操作はさきの救貧法史のそれぞれの時代状況がしめすように

福祉の体制や思想、イデオロギーによって多元的な展開を経てきた。いま、福祉の過去と現実の関連を問うときステイグマの論証はとくに思想史を問ううえで必須の条件となるのではないだろうか。

三

福祉史にとって烙印は一つのキー・ワードである。そのイメージは冥く酷烈な様相を帯びている。英国救貧法史を軸としての福祉の制度史、対象とその処遇史においてもこのステイグマのもつ意味がすでに開示されてきた。P・スピッカーによれば、一六世紀末のエリザベス救貧法の成立期には矯正院 (House of Correction)、一七世紀以降の労働場設置法による労働場 (work house) も貧民のステイグマを正当化する苛酷な社会装置であったがこの時代に用いられた一つの主要な抑制策は、たとえば貧民に記章 (バッジ) をつけることであり、被救済の窮民であることがよく判るように、判で押すか、彫刻された記章を恥の公的なしるしとしてよく見えるように付けさせたという事実を記述している。この記章 \parallel しるし \parallel 恥の公示という歴史の事実はステイグマについてのさらに多彩なイメージを誘うものといえる。烙印には聖痕、聖寵の証しという諸義もあつた。そのことには中世におけるキリスト教世界の原構造に深い意味連関があるのではないか。一方には、恥や抑圧の公示としてのステイグマ、同時にそれは神、キリストの聖痕という信仰上のイメージにかさなるステイグマが存在する。 \hookrightarrow 聖と俗 \hookrightarrow のはげしい拮抗のなかでこの二つのステイグマのかたちが全く無関係であつたとはいえられない。これ以上のことは私にはとうてい説明する知識はないが極度のコントラスト、対極的なこのステイグマの二重構造はキリスト教におけるカリタス類型やホスピス、アジールあるいはボランティアといった福祉史の起源となんらかの思想上の脈絡があるのではないだろうか。

ステイグマと西欧的なるものについては阿部謹也教授の中世社会史の解明と関連がある。とくに『刑吏の社会史』（中公新書・一九七八年）や『中世賤民の宇宙』（筑摩書房・一九八七年）には教えられるところが大きい。私がステイグマとむすびつけて福祉史のなかで参考としたのはその賤視や賤民の在り方である。主としてドイツの中世社会とその賤民層、賤視のかたちについての詳細な研究であるが、マクロコスモス（大宇宙）とミクロコスモス（小宇宙）という世界構造とそれにかかわっていく中世人の信仰、風習、生活の構成のなかに賤視―賤民の形成が辿られている。被差別についての論拠ともなり、心理主義、意識次元のみでは説明のつかない部分について説得力のある説明になっている。施与、カリタスにしても、その対象としての貧民（Poor）の属性のなかにたとえば賤視というステイグマが介在し、それはたんに公共の厄介者―救貧税によって養なわれる者という経済的観念のみではないことが重要である。この過程の英国の場合について私はほとんど知るところがないが、キリスト教世界として共通の構造が共通に存在したことは否定できないのではないか。たとえば、本源的蓄積期において、社会史上に「魔女狩り」の事実があり、英、仏、独、スペインなどの共通の魔女への迫害、処遇が展開した。一方で大がかりな異端審問も開始されている。たとえばノーマン・コーンの『魔女狩りの社会史』―ヨーロッパの内なる悪霊（山本通訳・岩波書店・一九八三年）には新しい角度からの魔女狩りについての研究があり、研究史上の文献も豊富であって社会史、宗教史、思想史上の重要テーマとして扱われていることを知る。とくに福祉史にとってもこの魔女狩りはその対象論や福祉の思想史としても注目すべき領域である。マレ・ジョレスの『夜の三つの年齢』（中島公子訳・白水社・一九七七年）はフランスの三人の魔女の実際の生涯を物語として構成したもので、キリスト教社会の分裂、崩解を恐れる当時の支配階級の不安と悪、そして魔女の滅ぼされるのを見ることで安易に良心の安堵を得ようとする大衆の願望があったことを読みとることができる。中島公子氏は「魔女とは人間ではなかった。肉体をとった悪、没理性の化身にほかならなかった

……人間中心主義（ヒューマニズム）というものは、人間性を規定するその仕方によって、規定の枠をはずれたものを切り捨てる危険をはらんでいる。われわれ自身この陥穽を完全に免れているかどうか、その問いに答えることはきわめてむずかしい。近代理性の明晰と表裏をなした闇の深さを知ることとはわれわれを謙虚にするものである」と述べている。魔女はやはりある種のステイグマ＝烙印であって、犠牲の羊のたとえ、妄言も何度も繰返して唱えられれば真実味を帯びてくる。ステイグマの正当化、正論の暴力的圧殺にまで拡大する。はじめの高橋たか子氏の『記憶の冥さ』の指摘にも共通のものである。高橋たか子氏がカソリック信仰に深い傾倒をもつ人であることもこうした立論と無関係ではありえない。

「冥さの思想史」といってもここでは断片的な思いつきのノートにすぎない。テーマの連関や扱う範囲も多岐にわたりなかなか集約できるものではない。被差別部落の問題にしてもすでに三橋修氏が『差別論ノート』（新泉社・一九七三年）で接近しているように、差別とはあくまで関係の形態であり、人びと相互を分割する構造のなかで成立する。人びとを集団として分割するもつとも基底的なものとして社会分業体制に注目する。三橋修氏は、社会的分業によって分割された集団が、己れの意味をどのように獲得し、他集団をどのように意味づけ、何を媒介として相互の関係を成立させていくのかという視点から差別意識をとらえなおそうと思うとその方法論を提示している。さきの賤民論、賤視の構造にもこの提示は関連があり、この相互の関係のなかにステイグマの諸条件が介在することになる。この社会的分業のなかでの集団のあいだの意味づけとしてすでに述べてきたステイグマが働く、怖れや隔て、近よりにくさ、汚れ、疎外感など実に多様なかたちがあって、一つ一つへの接近はためらわれたり、努力放棄、切り捨てがあったにちがいない。それを一くくりにして、一種の不可知なるものとしてさまざまの工夫しるし＝記章（バッジ）としてステイグマが形成される。一度、形成されたステイグマは正当化・補強されて事態をさらに有効に展開する新しいス

テイグマを考えつく。それは耐え難い記憶として残留をつづけていく。私たちがステイグマと福祉史の脈絡を辿れば、このような時代の状況との相對關係においてステイグマの系譜は制度や事實についての新しいよみとり方として視えてくるのではないか、そのことが現実の私たちの福祉状況とそれへのアプローチについて、人間理解やとくに「人權」への主張にも、したたかな、異った視角からの福祉の論拠をもたらすのではないか。これらのことが未完のこのノートの意味である。

(おぐら じょうじ・同志社大学文学部教授)